

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

三戸町許可第208号

住 所 岩手県二戸市金田一字上田面241番地1

氏 名 (有)八紘カイハツ  
代表取締役 岩下 重俊 殿

令和2年2月26日付けで申請のあった一般廃棄物収集業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可し、許可証を交付する。

令和2年3月26日

三戸町長 松尾 和彦



取扱廃棄物の種類 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）  
引っ越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ

許 可 期 間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

収 集 区 域 計画収集区域内

## 許 可 条 件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、町の計画及び指導に従うこと。
- (2) 処理施設を利用する場合は、処理施設の係員の指示に従うこと。
- (3) 本許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (4) 上記事項並びに法に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消すことがある。
- (5) 事業を廃止したとき、又は許可を取り消されたときは、7日以内に許可返納すること。
- (6) 更新しようとするときは、許可期限の1ヶ月前までに申請すること。